官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔その他告示〕
○特定国外派遣組織を指定する件（総務二六二、二六三）　一
○独立行政法人国際協力機構法第十三条第一項第二号イ及びロの外務大臣が指定する者を告示する件の一部を改正する件（外務二二八）　一
○障害者の雇用の促進等に関する法律の規定に基づき、在宅就業支援団体が在宅就業障害者に係る業務の全部を廃止した件（厚生労働二六三）　二
○保安林の指定をする件（農林水産九七一～九八五）　二
○特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群）に関する令和八管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（同九八六）　四
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（国土交通八三三）　四
○旅行業法の規定に基づく登録事項の変更の件（観光庁一四）　六
〔国会事項〕　六
〔人事異動〕　六
内閣　内閣府　最高裁判所　六
〔叙位・叙勲〕　七
〔皇室事項〕　八
〔官庁報告〕　八
官庁事項　八
関東地方整備局公示（関東地方整備局）　八
〔公　告〕　八
諸事項　八
官庁　八
三養基土地改良区役員の就任、勝瓜口土地改良区・大丸用水土地改良区の定款変更の認可関係　八
裁判所　八
相続、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生、所有者不明関係　八
会社その他　三〇

その他告示

○総務省告示第二百六十二号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

令和八年七月十三日

一　名　称	総務大臣　林　芳正
	豪空軍主催多国間共同訓練（ピッチ・ブラック26）
	参加部隊（オーストラリア連邦）
二　国外派遣期間	令和八年七月十七日から令和八年八月十四日まで
三　派遣人数（概数）	二百三十人程度
四　派遣地域	オーストラリア連邦

○外務省告示第二百二十八号

独立行政法人国際協力機構法第十三条第一項第二号イ及びロの外務大臣が指定する者を告示する件（平成二十年十月一日外務省告示第五百四十四号）の一部を次のように改正する。

令和八年七月十三日

外務大臣　茂木　敏充

独立行政法人国際協力機構法第十三条第一項第二号イ及びロの外務大臣が指定する者を告示する件（平成二十年十月一日外務省告示第五百四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
1　［略］	1　［略］
2　法第十三条第一項第二号ロに規定する貸付け又は出資を行う者として外務大臣が指定する者は、次に掲げる者とする。ただし、第二号、第四号、第五号及び第六号に掲げる者にあっては、当該出資を行う場合に限る。	2　法第十三条第一項第二号ロに規定する貸付け又は出資を行う者として外務大臣が指定する者は、次に掲げる者とする。ただし、第二号、第四号及び第五号に掲げる者にあっては、当該出資を行う場合に限る。
一～五　［略］	一～五　［略］
六　欧州、中東・北アフリカ、中央アジア・コーカサス及び東アジア地域における民間セクター事業に対する支援を行うため欧州復興開発銀行に設けられる基金	
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この告示は、令和八年七月十三日から施行する。

○総務省告示第二百六十三号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

令和八年七月十三日

一　名　称	総務大臣　林　芳正
	豪空軍主催多国間共同訓練（ピッチ・ブラック26）
	参加部隊（オーストラリア連邦、フィリピン共和国及びインドネシア共和国）
二　国外派遣期間	令和八年七月十七日から令和八年八月十四日まで
三　派遣人数（概数）	二十人程度
四　派遣地域	オーストラリア連邦、フィリピン共和国及びインドネシア共和国

○厚生労働省告示第二百六十三号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第七十四条の三第十三項の規定により、同条第一項の在宅就業支援団体について、在宅就業障害者に係る業務の全部を廃止する旨の届出があったので、同条第二十二項第三号の規定に基づき公示する。

令和八年七月十三日

厚生労働大臣　上野賢一郎

在宅就業支援団体の名称	在宅就業支援団体の住所	代表者の氏名	廃止年月日
特定非営利活動法人ウィーキャン世田谷	東京都世田谷区用賀四丁目五番七号ルビーノロトンダ三―Ｂ	鈴木千惠子	令和八年七月七日

○農林水産省告示第九百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　宮城県栗原市若柳有賀字新山三一の二八、三一の九二、三一の九四

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮城県庁及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　神奈川県相模原市緑区小原字ザレ二一のイ

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

1　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び安芸太田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

一　保安林の所在場所　広島県山県郡安芸太田町大字小板字真入山一〇〇三、一〇一五、字向真入一〇七八の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び安芸太田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　神奈川県相模原市緑区青野原字山根一四二二地先（地先国有林。次の図に示す部分に限る。）、一四二一の一（次の図に示す部分に限る。）、一四二二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　立木の伐採は、択伐による。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を神奈川県庁及び相模原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　広島県山県郡北広島町高野字雲下一〇二八一の一四、一〇二八一の一六、一〇二八一の二九、一〇二八一の三九、一〇二八一の四〇、一〇二八一の四二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び北広島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　広島県山県郡北広島町高野字平木一〇一八二の八、字毛地一〇一八六の一五、一〇一八六の一七

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び北広島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　広島県三次市布野町上布野字川平一〇三四一の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び三次市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　広島県三次市布野町上布野字川平一〇三四一の一

○農林水産省告示第九百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　広島県庄原市口和町竹地谷字上槙原甲一〇六三の一、字渋谷五四〇一の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字上槙原甲一〇六三の一・字渋谷五四〇一の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び庄原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　広島県庄原市東城町受原字槙ノ前五三三、五三七

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び庄原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　広島県庄原市高野町岡大内字半戸五二八〇、甲五二八一の一、五二八二、五二八三、五二八九の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び庄原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　広島県山県郡安芸太田町大字穴字本郷一〇九三一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字本郷一〇九三一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び安芸太田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　広島県庄原市上谷町字灰原一〇九〇の一、一〇九〇の二、字大山五二七四、五二七五、字西灰原五二七六の一、五二七六の二、五二七七の一、五二七七の二、五二七八の二、字東灰原五三二五の二、五三二六、五三二七の一、五三二八の一、五三二八の二、五三二九の一から五三二九の三まで、本村町字熊谷六四八七の一から六四八七の三まで、六四八八の一、六四八八の二、六四八九の一、六四八九の二、六四九〇

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び庄原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　広島県山県郡北広島町都志見字向井原山一〇二二〇の一、一〇二二二、一〇二二八の一、一〇二三〇、一〇二三一、一〇二三三、一〇二三四の一、一〇二三五の一、一〇二三六、一〇二三九、一〇二四〇の一（次の図に示す部分に限る。）、字田野原一〇三一三の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び北広島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　広島県府中市木野山町字市場山坂根一〇〇〇一、一〇〇〇二、一〇〇〇三の一、一〇〇〇六、一〇〇〇七、一〇〇〇八の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び府中市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第二項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　広島県庄原市高野町新市字市原奥五三七二の八

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

１　主伐に係る伐採種は、定めない。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び庄原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第二項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　広島県三次市東酒屋町字鷹鉢一〇一〇九の三八

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

１　主伐に係る伐採種は、定めない。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び三次市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百八十六号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和七年農林水産省告示第千八百三十二号（特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群）に関する令和八管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和八年七月十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和８管理年度（令和８年１月１日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。	さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和８管理年度（令和８年１月１日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。
第一・第二　（略）	第一・第二　（略）
第三　まいわし太平洋系群	第三　まいわし太平洋系群
一　（略）	一　（略）
二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係） 法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。 （単位：トン） 都道府県 \| 都道府県別漁獲可能量 （略） \| （略） 宮崎県 \| 22,300	二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係） 法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。 （単位：トン） 都道府県 \| 都道府県別漁獲可能量 （略） \| （略） 宮崎県 \| 15,300
三　（略）	三　（略）
第四～第九　（略）	第四～第九　（略）

○国土交通省告示第八百三十三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき、事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年七月十三日

国土交通大臣　金子　恭之

第１　起業者の名称　国土交通大臣

第２　事業の種類　一般国道８号改築工事（敦賀防災）並びにこれに伴う県道、準用河川及び農業用道路付替工事

第３　起業地

１　収用の部分　福井県敦賀市大字五幡25号二反田、28号宮ノ谷、84号宮谷山、24号漆谷、23号冷田、21号杉本、41号下ドンガテ、42号上ドンガテ、74号南場ケ谷、73号東桂谷、43号桂谷及び66号長畑並びに大字赤崎43号アマ谷口、45号セバ谷及び46号エベ谷地内

２　使用の部分　福井県敦賀市大字五幡25号二反田、28号宮ノ谷、84号宮谷山、24号漆谷、23号冷田、21号杉本、41号下ドンガテ、42号上ドンガテ、74号南場ケ谷、73号東桂谷、43号桂谷及び66号長畑並びに大字赤崎43号アマ谷口、45号セバ谷及び46号エベ谷地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

「一般国道８号改築工事（敦賀防災）並びにこれに伴う県道、準用河川及び農業用道路付替工事」（以下「本件事業」という。）は、福井県敦賀市大字挙野地内から同市大字田結地内までの延長3.8㎞の区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする一般国道の改築工事並びにこれに伴う県道、準用河川及び農業用道路付替工事であり、申請に係る事業は、本件事業のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道８号改築工事（敦賀防災）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第２号に掲げる一般国道に関する事業であることから、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

また、本件事業のうち、「これに伴う県道」付替工事は、本体事業の施行により遮断される県道五幡新保停車場線の従来の機能を維持するための付替工事であり、道路法第３条第３号に掲げる都道府県道に関する事業であることから、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。さらに、「準用河川」付替工事は、本体事業の施行により遮断される準用河川平野川の従来の機能を維持するための付替工事であり、河川法（昭和39年法律第167号）第100条第１項に規定する準用河川に関する事業であることから、法第３条第２号に掲げる河川法が準用される河川に関する事業に該当する。そして、「農業用道路付替工事」は、本体事業の施行により遮断される敦賀市が設置する農業用道路の従来の機能を維持するための付替工事であることから、法第３条第５号に掲げる地方公共団体

が設置する農業用道路に関する事業に該当する。(以下、これら３種の工事をあわせて「関連事業」という。)

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

2　法第20条第２号の要件への適合性

本件事業は、起業者により既に開始されていることから、起業者は、本件事業を遂行する充分な意思を有すると認められる。

また、本体事業は、一般国道の改築工事であり、国道の改築は、道路法第12条の規定により、国土交通大臣が行うものとされていることに加え、起業者は、本件事業のうち、関連事業の施行について、法第18条第２項第３号に掲げる書面により、県道の道路管理者である福井県並びに準用河川及び農業用道路の管理者である敦賀市から同意を得ていることから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を遂行する充分な能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

3　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

一般国道８号（以下「本路線」という。）は、新潟県新潟市を起点とし、京都府京都市に至る総延長569.9㎞の北陸地方と近畿地方とを結ぶ主要幹線道路であり、重要物流道路として国土交通大臣に指定されている路線である。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、起業者が令和５年度に実施した道路防災点検により対策が必要と判断された箇所（以下「要対策箇所」という。）が３か所確認されていることに加え、過去に土砂崩れによる通行止めが発生している。

また、現道の一部は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第53条第１項の規定に基づき、津波災害警戒区域に指定されており、津波による通行止めのおそれがある状況にある。

さらに、現道は、道路構造令（昭和45年政令第320号）に規定する曲線半径を満たさない線形不良区間が存在しており、正面衝突等の交通事故が複数発生している状況にある。

本件事業は、このような状況に対応するため計画されたものであり、本件事業の完成により、要対策箇所及び津波災害警戒区域を回避し、自然災害発生時などにおける現道の機能の補完・代替が可能となるとともに、道路構造令等の規格に適合した道路が新たに整備され、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者は、同法等に準じた環境影響評価を任意で実施している。

起業者が実施した環境影響評価の結果によると、本件事業が生活環境に与える影響については、大気質、振動の各項目を満足すると評価されている。

一方で、騒音のうち、自動車走行に係るものについては、環境基準を超える値がみられるものの、遮音壁の設置等の環境保全措置の実施により、環境基準を満足すると評価されている。

また、本件区間内及びその周辺の土地において、学術上又は希少性等の観点から重要な動植物が下記のとおり確認されている。

動物については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるクマタカ等、環境省レッドリストに絶滅危惧ＩＢ類として掲載されているアマサギ等、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサシバ等及び準絶滅危惧として掲載されているオナガミズアオ本土亜種等並びに改訂版福井県の絶滅のおそれのある野生動植物に県域絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているクロヨシノボリ及び準絶滅危惧として掲載されているミサゴ等その他これらの分類に該当しない種が確認されている。

植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているナツエビネ等及び準絶滅危惧として掲載されているホンゴウソウ等その他これらの分類に該当しない種が確認されている。

本件事業が上記の動植物に及ぼす影響については、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから、影響がない若しくは極めて小さい、又は環境保全措置の実施により影響が回避若しくは低減されると評価されている。

主な環境保全措置として、サシバ及びミサゴについては、工事の実施に伴う騒音により営巣活動に影響が生じるおそれがあることから、営巣期を避けて工事を実施する等の工事工程の調整等を実施することとしている。オナガミズアオ本土亜種については、道路の存在により採餌地が分断され、分断された採餌地の一部が乾燥により消失するおそれがあることから、土のう等の設置により雨水を溜め、土壌の保湿を行い、採餌地を確保することとしている。クロヨシノボリについては、道路の存在により河川が分断され、移動阻害が生じるおそれがあることから、道路の渡河部の移動経路を確保することとしている。ホンゴウソウについては、生育環境の一部が消失するおそれがあることから、周辺の生育地へ移植を実施することとしている。なお、上記の動植物が、工事による改変箇所及びその周辺の土地で確認された場合は、必要に応じて専門家の指導・助言を受け、環境保全措置を講ずることとしている。

さらに、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しないが、工事の実施に当たり遺構及び遺物が確認された場合は、起業者は、福井県教育委員会と協議の上、必要に応じて発掘調査等を行い、記録保存を含む措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業のうち、本体事業の構造形式等については、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間のルートについては、本件区間を五幡区間と赤崎区間の２区間に分け、それぞれの区間で、本件事業の目的を達成するために考え得るルートの比較・検討が行われている。

まず、五幡区間については、３案により社会的、技術的及び経済的な観点から比較・検討が行われている。いずれの案も既存の圃場（ほじょう）を通過するが、申請案である山側ルート案は、現況県道活用ルート案に比べ、存置される圃場（ほじょう）の面積が若干小さくなるものの、海側ルート案と異なりその形状は整形地となること、分割施工による工期の短縮が図れるため施工性は最も優れていること及び事業費は最も廉価であることから、総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

また、赤崎区間についても、３案により社会的、技術的及び経済的な観点から比較・検討が行われている。いずれの案も周辺の自然環境に影響が生じるが、申請案である中央ルート案は、主にトンネルで構成される山側ルート案に比べ、地表面における地形改変が一部発生するものの、海側ルート案に比べ、その面積は極めて小さいこと、分割施工による工期の短縮が図れるため施工性は最も優れていること及び事業費は最も廉価であることから、総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う関連事業の事業計画についても、施設の位置、構造形式等については、適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

4　法第20条第４号の要件への適合性

(1)　事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は、要対策箇所及び津波災害警戒区域を通過していることから、被災による通行止めのおそれがあるほか、道路構造令に規定する最小曲線半径を満たさない区間が存在しており、正面衝突等による交通事故が複数発生している状況である。

本件事業は、このような状況に対応するため計画されたものであり、本件事業の完成により、要対策箇所及び津波災害警戒区域を回避し、自然災害発生時などにおける現道の機能の補完・代替が可能となるとともに、道路構造令等の規格に適合した道路が新たに整備され、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、福井県内における本路線の沿線自治体の長からなる国道８号敦賀・南越前バイパス建設促進期成同盟会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する公益上の必要性は高いものと認められる。

(2)　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

3(3)で述べたように、本件事業の事業計画については、合理的であると認められることから、起業地の範囲は、公益性を発揮するために必要かつ最小限の範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられており、使用の範囲は、それ以外の範囲とされている。

したがって、本件事業の起業地の範囲及び収用又は使用の別については、合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があるものと認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　福井県敦賀市役所

○観光庁告示第十四号

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十二条の十七の規定に基づき、一般財団法人日本旅行業振興協会（登録研修機関第六十四号）から住所及び研修業務を行う事務所の所在地を変更する届出があったので、同法第十二条の二十八第二号の規定により次のとおり公示する。

令和八年七月十三日

観光庁長官　村田　茂樹

一　住所の変更

変更前	東京都港区六本木四丁目九番二号俳優座ビル七一一室
変更後	東京都渋谷区代々木二丁目二十三番一号ニユースステイトメナー一三二二

二　研修業務を行う事務所の所在地の変更

変更前	東京都渋谷区代々木二丁目十三番五号ＫＴ新宿ビル五階
変更後	東京都渋谷区代々木二丁目二十三番一号　ニユースステイトメナー一階教室

三　変更の年月日　令和五年五月九日

国会事項

衆議院

会議

七月十日（金曜日）　午後一時三十分　本会議

参議院

議事日程

七月十日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第二十七号

令和八年七月十日（金曜日）

午前十時開議

第一　情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第二　個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第三　労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

議案提出

七月九日議員から次の議案が提出された。

国による全ての水俣病の被害者の救済の実現に向けた給付金等の支給に係る制度の創設に関する法律案（打越さく良外九名発議）（参第一六号）

議案付託

七月九日議長は、次の衆議院提出案を委員会に付託した。

公職選挙法及び特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律の一部を改正する法律案（衆第二六号）

政治改革に関する特別委員会に付託

議案送付（予備審査）

七月九日議長は、次の議員提出案を衆議院に送付した。

特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案（小西洋之外三名発議）

報告書提出

七月九日委員長から次の報告書を提出した。

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案（閣法第五六号）審査報告書

人事異動

内閣

○外務大臣臨時代理解職

国務大臣　木原　稔

外務大臣茂木敏充帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く

○防衛大臣臨時代理解職

同　あかま二郎

防衛大臣小泉進次郎帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に防衛大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く（以上七月九日）

内閣府

（大臣官房）内閣府事務官　小泉　智明

内閣官房に出向させる

（内閣官房内閣参事官（内閣広報室））内閣事務官　田村　響

内閣府事務官（大臣官房）に転任させる

こども家庭庁に出向させる（以上四月六日）

（国土交通省港湾局付）国土交通技官　濵口　信彦

内閣府技官（総合海洋政策推進事務局参事官（海洋開発等重点戦略担当））に転任させる

（賞勲局審査官）内閣府事務官　佐藤　勇輔

男女共同参画局参事官（地域政策担当）に配置換する

（企画官（政策統括官（共生・共助担当）付））同　堀江　典宏

参事官（孤独・孤立対策担当）（政策統括官（共生・共助担当）付）に昇任させる

（宇宙開発戦略推進事務局参事官（国際担当）付企画官）同　相川　祐太

宇宙開発戦略推進事務局参事官（宇宙活動法担当）に昇任させる（以上四月八日）

（海上保安庁警備救難部付）海上保安官　枝村　和茂

内閣府事務官（参事官（生活関連施設等担当）（政策統括官（重要土地担当）付））に併任する

（同）同　市山　卓己

内閣府事務官（参事官（生活関連施設等担当）（政策統括官（重要土地担当）付））の併任を解除する（以上四月十五日）

（国土交通省港湾局付）国土交通技官　三島　理

内閣府技官（沖縄振興局参事官（振興第三担当））に転任させる

（沖縄振興局参事官（振興第三担当））内閣府技官　宮津　智文

沖縄総合事務局開発建設部長に配置換する

（沖縄総合事務局開発建設部長）同　山本　大志

国土交通省に出向させる（以上五月一日）

（経済産業省大臣官房付）経済産業事務官　河原　圭
内閣府事務官（宇宙開発戦略推進事務局参事官（企画担当））に併任する
（同）同　猪俣　明彦
内閣府事務官（宇宙開発戦略推進事務局参事官（企画担当））の併任を解除する（以上六月二十二日）
（国土交通省水管理・国土保全局総務課長）国土交通事務官　石川　亨
内閣府事務官（大臣官房政策評価広報課長）に転任させる
（大臣官房政策評価広報課長）内閣府事務官　永山　寛理
国土交通省に出向させる（以上六月二十四日）
（財務省大臣官房付）財務事務官　大畠　大
内閣府事務官（沖縄振興局参事官（調査金融担当））に転任させる
（沖縄振興局参事官（調査金融担当））内閣府事務官　鈴木　啓嗣
財務省に出向させる（以上六月三十日）
（文部科学省大臣官房付）文部科学事務官　當間　重光
内閣府事務官（科学技術・イノベーション推進事務局参事官（大学改革・ファンド担当））に併任する
（経済産業省大臣官房参事官）経済産業事務官　宮崎　拓夫
内閣府事務官（健康・医療戦略推進事務局参事官）に併任する
（特許庁総務部付）同　井上　哲郎
内閣府事務官（参事官（特許出願非公開担当）（政策統括官（経済安全保障担当）付））の併任を解除する
（経済産業省大臣官房付）経済産業技官　渡辺　信彦
内閣府技官（総合海洋政策推進事務局参事官（資源・エネルギー担当））の併任を解除する（以上七月一日）

最高裁判所

名古屋地方裁判所判事補・名古屋簡易裁判所判事　竹内　峻
福岡地方裁判所判事補に補する
兼ねて福岡家庭裁判所判事補に補する
福岡簡易裁判所判事に補する
旭川地方裁判所判事補兼旭川家庭裁判所判事補・旭川簡易裁判所判事　杉原　直幸
東京地方裁判所判事補に補する
東京簡易裁判所判事に補する（以上七月五日）
釧路地方裁判所判事補兼釧路家庭裁判所判事補・釧路簡易裁判所判事　高見澤昌史
横浜地方裁判所判事補に補する
兼ねて横浜家庭裁判所判事補に補する
横浜簡易裁判所判事に補する（七月六日）

叙位・叙勲

○叙位

正四位に叙する
（東京農工大学名誉教授）　本多　英一
従四位に叙する
（奈良工業高等専門学校名誉教授）　田端　敬昌
正五位に叙する
薄井　哲　達　正敏
従五位に叙する（各通）
楠　勝　田上　俶正
鶴見　彰男　野呂　廣美
正六位に叙する（各通）
赤坂　光三　阿部　真也　伊藤　孝俊　岡島　一郎　村井　功
従六位に叙する（各通）
宇野澤　承　村上竹秀浩　松浦　佐　田端　敬昌
従七位に叙する
中嶋　孝弘　青山　宥介　関　周行　山口　寛　大屋　章彦
従七位に叙する（以上六月四日）
上島　一彦
正五位に叙する（各通）
荻原　健一　久留　景夫
従五位に叙する（各通）
秋山　憲名　鈴木　覺
正六位に叙する（各通）
伊勢　司　高本　覚
従六位に叙する（各通）
安藤　清　佐々木洋治　松原　登　齋藤　政市　佐藤　成　浅香　一郎　嶋谷　保壽　岡部　守男　高山　與一　平井　克明　山崎　昌伴　石藏　幸雄　稲葉　喜一　藍京　剛士　祝　和義　清水　良一　田宮　保　前田　倫昌
従七位に叙する（各通）（以上六月六日）
川崎　康治　富田　忠義　保木元幸一　脇山　健　重　榮人　川　博　高荷　登　永井　文生　三木　一良
従七位に叙する（各通）
上野　孝　末増　義廣　山下　隆　坂元　修　宮崎　弘規　岩本　崇　橋爪　強　鈴木　利幸　布川　吉信　丸田　安二　和田　光一　細畑　敏郎　小倉　篤郎　赤嶺　義雄　大川　博基　高荷　登　永井　文生　三木　一良
従七位に叙する（各通）（以上六月七日）
石岡　禮三
従七位に叙する（各通）（以上六月八日）
川村　良悦
従七位に叙する（各通）（以上六月七日）
青木　久
正六位に叙する（各通）
坂口　幹雄　橋口　邦夫　渡邊　満雄　嶋野　義孝　宮崎　弘規　藤野　陽三　安江　正宏　沼口　芳樹　塙　謙　鬼塚　英文　若友　弘子　阪本　成人　穴水　通　小原　章　田中　譲　藤咲　誠　向井　英二　高橋　信男　太齋　俊夫
正六位に叙する（各通）
穴澤　清　新家　康弘　萩野谷英夫　橋本　寛治　藤本　喜一　坂本　智徳　田根　實夫　浅野　裕司　室伏　郁夫　長谷川歳巳　田方　章　山崎　與次　松元　勝彦　吉田　博司　森廣　賢生　小林　正二　上島　一彦　五味　東條　嶋谷　保壽　平木　誠　本多　英一　村上竹秀浩　田端　敬昌　小林　一博

○叙勲

従四位に叙する（六月十二日）
（警視監）　河村　憲明
従五位に叙する
田方　章
従六位に叙する
山崎　與次
従七位に叙する（以上六月十一日）
室伏　郁夫
正七位に叙する（各通）（以上六月十日）
長谷川歳巳
従五位に叙する
浅野　裕司
従六位に叙する（各通）（以上六月九日）
田根　實夫
従七位に叙する（以上六月九日）
坂本　智徳
正七位に叙する（各通）（以上六月八日）
藤本　喜一
従六位に叙する（各通）
萩野谷英夫　橋本　寛治
従六位に叙する（各通）
穴澤　清　新家　康弘
旭日単光章を授ける（各通）（六月四日）
上島　一彦
旭日小綬章を授ける
五味　東條
旭日単光章を授ける（以上六月五日）
嶋谷　保壽
旭日双光章を授ける（六月六日）
平木　誠
旭日双光章を授ける
菊池　敏行　松元　勝彦
旭日単光章を授ける（各通）（以上六月八日）
小林　正二
旭日単光章を授ける（六月十日）
（東京農工大学名誉教授）　本多　英一
瑞宝中綬章を授ける
（奈良工業高等専門学校名誉教授）　田端　敬昌
瑞宝小綬章を授ける
伊藤　孝俊　楠　勝　田上　俶正
鶴見　彰男　野呂　廣美　村上竹秀浩
瑞宝双光章を授ける（各通）
青山　宥介　小林　一博
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上六月四日）

秋山　憲名　大屋　章彦　齋藤　政市
橋口　邦夫　山口　寛　新家　康弘　萩野谷英夫

瑞宝双光章を授ける（各通）　田根　實夫
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上六月五日）
坂口　幹雄　猿渡　啓司
末増　義廣　宮崎　弘規
（東京大学名誉教授）　藤野　陽三
瑞宝重光章を授ける
浅香　一郎　小倉　篤郎
鬼塚　英文　重　榮人　高山　與一
橋爪　強　畠山　悦夫　塙　謙
平井　克明　保木元幸一　細畑　敏郎
若友　弘子
瑞宝双光章を授ける（各通）　河村　憲明
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上六月六日）
石岡　禮三　田中　勲
瑞宝双光章を授ける（各通）
川村　良悦　前田　倫昌
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上六月七日）

瑞宝双光章を授ける（六月九日）
（警視監）
瑞宝小綬章を授ける（六月十二日）
（在本邦アメリカ合衆国大使館付国防武官兼海軍武官）アメリカ合衆国海軍大佐　ダニエル・エリオット・フィリオン
旭日中綬章を贈与する（七月三日）

皇室事項

信任状捧呈式

七月九日午前十時三十分、宮中において、新任本邦駐在ナミビア特命全権大使ロシナ・ホアベスの信任状捧呈式を行われた。
七月九日午前十一時、宮中において、新任本邦駐在エストニア特命全権大使アンドレス・ウンガの信任状捧呈式を行われた。

官庁報告

官庁事項

関東地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。
その関係図面は、令和八年七月十三日から二週間一般の縦覧に供する。
令和八年七月十三日　関東地方整備局長　橋本　雅道

㈠ 道路の種類	一般国道
㈡ 路線名	百三十九号
㈢ 占用を制限する区域	大月市大月二丁目字関屋六六二番四から同市駒橋二丁目字仲下四四二番一まで
㈣ 制限の対象とする占用物件	新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。） ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
㈤ 占用を制限する理由	緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
㈥ 占用の制限の開始の期日	令和八年七月十四日
㈦ 図面縦覧場所	関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

公告

諸事項

勝瓜口土地改良区の定款変更の認可の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第２項、第124条及び第136条の４の規定に基づき、栃木県及び茨城県の区域の一部を地区とし、栃木県真岡市に事務所を有する勝瓜口土地改良区から申請のあった定款変更は、令和８年６月23日認可したので、同法第30条第３項、第124条及び第136条の４の規定に基づき公告する。
令和８年７月13日　関東農政局長　菅家　秀人

大丸用水土地改良区の定款変更の認可の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第２項、第124条及び第136条の４の規定に基づき、東京都及び神奈川県の区域の一部を地区とし、東京都稲城市に事務所を有する大丸用水土地改良区から申請のあった定款変更は、令和８年６月23日認可したので、同法第30条第３項、第124条及び第136条の４の規定に基づき公告する。
令和８年７月13日　関東農政局長　菅家　秀人

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

相続権主張の催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産債権の届出期間及び一般調査期日

破産債権の届出期間及び一般調査期間

書面による計算報告

特別清算終結

令和8年（ヒ）第3008号
大阪府東大阪市池之端町８番１８号
清算株式会社　アイティ株式会社
１決定年月日　令和8年6月29日
２主文　　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部
令和７年（ヒ）第５号
　大分市王子南町９番５号
　清算株式会社　光吉クリーン環境株式会社
　代表清算人　日名子　章治
１　決定年月日　令和８年６月２６日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
大分地方裁判所民事第１部

特別清算協定認可

令和８年（ヒ）第５号

岡山県倉敷市水江1207番地１
清算株式会社　株式会社プレミネント
代表清算人　　秋山廣澄
１　決定年月日　令和８年６月２６日
２　主文　次の協定を認可する。
　協定
　１　　清算株式会社は、別紙協定債権者一覧表記載の各協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、残存資産から必要な費用を控除した残額である44万6271円を、各協定債権額に応じて按分して弁済する。
　２　　前項の弁済は、協定債権者の指定する金融機関の預金口座に振り込む方法により行う。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
　３　　各協定債権者は、第１項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、総債権額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
　４　　清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用（協定債権者への振込手数料を含む。）を控除した残額を、各協定債権額の割合に応じて、協定債権者の指定する金融機関の預金口座に振り込む方法により弁済する。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
　　この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
以　上
岡山地方裁判所倉敷支部

令和８年（ヒ）第２０１１号

東京都目黒区八雲３丁目２３番２０号
清算株式会社　世田谷商事株式会社
代表清算人　櫻井　歩身
１　決定年月日　令和８年６月29日
２　主文　次の協定を認可する。
協　定
第１　通則
１　協定債権の定義
　特別清算開始決定日（令和８年４月14日。以下「開始決定日」という。）までの原因に基づいて発生した債権を協定債権とする。
２　弁済の場所及び端数の切捨て
　本協定における弁済は、各協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は清算株式会社（以下「会社」という。）の負担とする。なお、割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
第２　協定債権
１　利息及び遅延損害金
　会社は、協定債権者より、開始決定日以降に発生する利息及び遅延損害金の全額の免除を受ける。
２　会社財産及び協定債権額の確認
　会社及び協定債権者は、本債権者集会時における会社財産の額がゼロであること、及び、特別清算開始決定時の各協定債権者の協定債権額が別紙記載のとおりであることを確認する。
３　免除
　会社は、協定債権者より、本協定認可決定確定後、協定債権の全額の免除を受ける。
４　追加弁済
　前項の債務免除後、会社に新たな財産が発見されたときは、清算人は直ちにこれを換価して、各協定債権者に対し、換価代金額から必要な費用を控除した残額を、その協定債権額に応じて按分して支払う。この場合、各協定債権者による前項の債務免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
５　債権の移転時の取扱い
　本債権者集会日以降、協定債権の全部又は一部について債権の移転があった場合においても、変更前の協定債権者とその有する協定債権の額を基準に本協定条項を適用するものとする。
以　上
（別紙省略）
東京地方裁判所民事第２０部

監督命令

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生計画取消

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生
計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生
計画認可

所有者不明土地管理命令に関
する異議の催告

所有者不明建物管理命令に関
する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年五月二十六日
掲載頁　五十五頁（号外第一一六号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年五月二十六日
掲載頁　五十二頁（号外第一一六号）

令和八年七月十三日

栃木県下都賀郡野木町大字野木一四一番地三
（甲）日信工業株式会社
代表取締役　小口　和宏

栃木県下都賀郡野木町大字野木一四一番地七
（乙）栃木日信株式会社
代表取締役　小口　和宏

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月十三日

埼玉県吉川市美南五丁目九番地八アルトモデーロ壱番館二〇一
（甲）合同会社ゼグエス
代表社員　篠田　正博

埼玉県吉川市美南五丁目九番地八アルトモデーロ壱番館二〇一
（乙）合同会社マユエステート
代表社員　篠田　正博

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年九月一日
掲載頁　九十五頁（号外第一九七号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年九月一日
掲載頁　一〇〇頁（号外第一九七号）

令和八年七月十三日

東京都港区浜松町二丁目二番一二号
（甲）株式会社家族葬のファミーユ
代表取締役　田中　仁美

東京都港区浜松町二丁目二番一二号
（乙）株式会社きずなホールディングス
代表取締役　播島　聡

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月十三日

東京都江東区有明一丁目四番一一―二〇一〇号　（甲）合同会社ＭＳマネージメント
代表社員　植田　聡

東京都江東区有明一丁目四番一一―二〇一〇号　（乙）合同会社ＴＫマネージメント
代表社員　植田　知樹

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月十三日

富山県富山市太郎丸西町二丁目八番地一〇タウンハウス八八―一〇五号室
（甲）合同会社Ａｍｏｕｒ
代表社員　津田　敦子

富山県富山市太郎丸西町二丁目八番地一〇タウンハウス八八―二〇五号室
（乙）合同会社一華
代表社員　津田　敦子

石川県金沢市西念四丁目五番一八号
（丙）合同会社Ａ・ｓロージュベーベ
代表社員　津田　敦子

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年四月二十日
掲載頁　四十一頁（号外第九十二号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年四月二十日
掲載頁　三十七頁（号外第九十二号）

令和八年七月十三日

岐阜県可児市広見四丁目一二番地
（甲）株式会社ニューハーベスト
代表取締役　田中　政康

岐阜県可児市東帷子一〇二三番地六
（乙）株式会社ＤＡＩＥＮ
代表取締役　若宮　禧雄

合併公告

左記会社は、合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

効力発生日は、令和八年八月二十一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七四条第一項に基づき株主総会の承認決議は経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有しておりますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年七月三日
掲載頁　二三五頁（号外第一四九号）

令和八年七月十三日

滋賀県彦根市西今町一番地
（甲）株式会社平和堂
代表取締役　平松　正嗣

福井県福井市花堂南二丁目一六番一号
（乙）福井南部商業開発株式会社
代表取締役　長谷川貴士

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の登録金融機関業務に係る事業に関して有する顧客の証券口座に係る権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.nomura.co.jp/

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年七月十三日

東京都中央区日本橋一丁目一三番一号

（甲）野村證券株式会社

代表取締役社長　奥田健太郎

香川県高松市亀井町五番地の一

（乙）株式会社百十四銀行

取締役頭取　森　匡史

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割によりサワイグループホールディングス株式会社（乙、住所大阪市淀川区宮原五丁目二番三〇号）の非アルコール性脂肪肝炎（ＮＡＳＨ）の治療にかかるデジタル医療機器事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

効力発生日は令和八年九月一日であり、甲は、会社法第七九六条第一項に基づき、株主総会の承認決議を経ずに吸収分割を行うことを決定しております。

この吸収分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.sawaigroup.holdings/ir/stock/

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年七月十三日

大阪市淀川区宮原五丁目二番三〇号

沢井製薬株式会社

代表取締役社長　中手　利臣

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ＡＶＥＬ（住所神奈川県鎌倉市由比ガ浜二丁目二番三七号）に対して当社のモバイル事業、ビジネスコンサルティング事業、量販店卸事業、Ｅコマース事業、ドローン関連事業、飲食店運営事業及びこれらに附帯する一切の事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、令和八年八月十三日までにお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年七月八日

掲載頁　一〇三頁（号外第一五三号）

令和八年七月十三日

神奈川県鎌倉市由比ガ浜二丁目二番三七号

株式会社テラ

代表取締役　佐藤　渉

組織変更公告

当組合は、令和八年五月二十八日開催の総会の議決により承認を受けたので、太冷運輸企業組合の組織を変更して太冷運輸株式会社とすることを決議しました。この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月十三日

青森県八戸市大字白銀町字昭和町一二番地二

太冷運輸企業組合

代表理事　田中　政之

組織変更公告

当社は、合同会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年七月十三日

埼玉県川口市坂下町一丁目四番三号

有限会社細井

取締役　細井　幸夫

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年八月十四日であり、組織変更後の商号は株式会社ｉｎｆとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月十三日

東京都八王子市南陽台二丁目三二番一四号

合同会社ｉｎｆ

代表社員　新倉壮一郎

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号はエムズスチール株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月十三日

東京都千代田区東神田一丁目六番四―四〇

エムズスチール合同会社

代表社員　松本　翔輝

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月十三日

東京都新宿区新宿四丁目三番一五号レイフラット新宿七〇三

合同会社産業流通

代表社員　木村　實

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月十三日

東京都中野区本町六丁目二七番一二号豊国ビル六階六〇二

合同会社Ｓｏｌａｘ　Ｐｏｗｅｒ　Ｎｅｔｗｏｒｋ

代表社員　浙江艾羅網絡能源技術股份有限公司

職務執行者　邵　李　丹

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社ライフアシスト協会とします。

効力発生日は令和八年九月一日であり、当社の総社員の同意の取得は令和八年七月五日に終了しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月十三日

神奈川県厚木市元町一〇番二三号

合同会社経営アシスト協会

代表社員　小菅　英顕

組織変更公告

当農事組合法人は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終事業年度に係る貸借対照表は主たる事務所に備え置いております。

令和八年七月十三日

新潟県南魚沼市上出浦五六番地

農事組合法人いずな

理事　南雲　広太

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月十三日

大阪市阿倍野区阿倍野筋三丁目一〇―一―Ｂ一

合同会社潤長

代表社員　馮　国　琴

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月十三日

神戸市中央区栄町通五丁目二番二号

Ｏｎｅ　Ａｎｄ　Ｏｎｌｙ　ＫＯＢＥ合同会社

代表社員　尾崎芙美子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年八月十四日であり組織変更後の商号は、株式会社ＥＥ　Ｃｏｒｐｏｒａｔｉｏｎ　Ｈｏｌｄｉｎｇｓとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月十三日

福岡市東区香椎照葉六丁目二番五一号

合同会社ＥＥ　Ｃｏｒｐｏｒａｔｉｏｎ　Ｈｏｌｄｉｎｇｓ

代表社員　株式会社ＥＥ　Ｃｏｒｐｏｒａｔｉｏｎ

職務執行者　高　成敏

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月十三日

宮崎県西都市大字下三財字権現原八一〇三番地五

啓程合同会社

代表社員　姚　丹

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月十三日

沖縄県中頭郡北中城村字安谷屋一三五四番地一Ｇｒａｎｄ．Ｓ．Ｋｉｔａｎａｋａ一〇二号室

ＦＬＡＧＳＨＩＰ　ＯＫＩＮＡＷＡ合同会社

代表社員　宮平　龍希

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三百二十五万円減少し三百二十五万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://t-fukashiken.com/koukoku.html

令和八年七月十三日

宮城県仙台市若林区沖野三丁目三―五

東北非常用発電負荷試験株式会社

代表取締役　鴫原　春夫

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億二千八百十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社に確定した最終事業年度はありません。

令和八年七月十三日

東京都千代田区一番町二番地

ＣＣＨ８ａ株式会社

代表取締役　上原　進

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八千四百四十六万七千八百四十九円、資本準備金の額を十三億六千百七万五千九百六十七円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年七月十三日

横浜市戸塚区上倉田町二〇六番地一

株式会社ＱＤレーザ

代表取締役　大久保　潔

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年七月十三日

札幌市中央区北三条東五丁目五番地

株式会社濱建

代表取締役　濱野　充史

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月二十九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年七月十三日

東京都あきる野市舘谷二二二番地九

大多摩開発株式会社

代表取締役　南澤　邦洋

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月二十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年七月十三日

横浜市保土ケ谷区常盤台六一番二九号

伊東建設株式会社

代表取締役　伊東　幸夫

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月二十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

令和八年七月十三日

大阪府東大阪市金物町二番二三号

榎本金属株式会社

代表取締役　榎本　昌弘

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年七月十三日

奈良県桜井市大字三輪四九七番地

株式会社白玉屋栄壽

代表取締役　石河　**敏**正

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である須賀敦子が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月十三日

福岡市中央区大名一丁目四番三五―九〇一号

ＡＲＯＭＡＦＯＲＩＡ

日本における代表者　須賀　敦子

債権申出の公告（第一回）

当社規約型確定給付企業年金は、令和八年五月二十一日確定給付企業年金法第八十三条第一項第三号に該当したことにより終了したので、当社規約型確定給付企業年金に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十三日

東京都港区芝浦三丁目一番二一号

三菱自動車工業株式会社

規約型確定給付企業年金清算人　田保　博章

訂正公告

令和七年七月二日（号外第一五一号）掲載の第八期決算公告（枠組）中、流動資産の金額「767,230」とあるは「767,711」、固定資産の金額「39,713」とあるは「33,361」、合計の金額「806,943」とあるは「801,073」、流動負債の金額「336,814」とあるは「332,531」、固定負債の金額「71,075」とあるは「73,353」、株主資本の金額「399,054」とあるは「395,188」、利益剰余金の金額「394,054」とあるは「390,188」、その他利益剰余金の金額「394,054」とあるは「390,188」、（うち当期純利益）の金額「（190,728）」とあるは「（186,862）」、合計の金額「806,943」とあるは「801,073」の誤りにつきそれぞれ訂正します。

令和八年七月十三日

大阪市天王寺区堀越町一一番一一号

株式会社ＣＯＦＦＩＳＯ

代表取締役　白﨑誠志朗

正　誤

ページ	段	行	誤	正
一四六	二	改正後欄	第七条の二	第七条の三
〃		改正前欄	〃	

令和八年三月三十一日（号外第七十五号）公布厚生労働省令第五十三号（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令）

（原稿誤り）